平成３０年度第３回旭川市子ども・子育て審議会　議事概要

○開催日時
　平成３０年１２月２１日（金）　１８：３０～２０：３５
○開催場所
　旭川市子ども総合相談センター　２階会議室１，２
○出席委員（１４名）
　會田委員，天野委員，荒木関委員，飯田委員，伊東委員，上原委員，小山委員，佐々木委員，佐藤（貴）委員，佐藤（達）委員，佐藤（洋）委員，田中委員，宮﨑委員，宮嶋委員
○欠席委員（６名）
　石ヶ森委員，片桐委員，清水委員，諏訪委員，中田委員，長野委員
○事務局（１９名）
　子育て支援部　品田部長，竹内次長
　子育て支援課　田村補佐
　　子育て企画係　紺野主査，岩本主査
　子育て助成課　金内課長，土谷補佐
　こども育成課　金課長，門脇主幹
　　こども育成係 土橋補佐，保育給付係 上田補佐，こども事業係 工藤補佐
　　新旭川保育所　高橋所長，近文保育所　多田所長，神楽保育所　武田所長
　母子保健課　　松浦課長
　子ども総合相談センター　村椿所長，片山主幹
　愛育センター　中村所長

○概要
１　開会
２　議事
（１）協議事項
≪協議事項ア　平成３１年度子育て支援部予算要求について≫
（A 委員）
　事務局から説明を。
（事務局）
　子育て支援部の平成３１年度予算要求の概要について，説明をさせていただく。
　はじめに，本市全体の予算編成の状況であるが，本市の財政状況は，地方交付税等に大きく依存した構造となっており，そうした国からの財政措置が平成２７年度以降，激減していることから，新年度については，財源確保のために，市の貯金に当たる「財政調整基金」を相当取り崩さなければならないということを前提に，予算編成作業を行っているところである。１０月に市役所全体のすべての事業に関する調査が行われ，そのときには，すでに５９億円の財源不足となったことから，予算要求に当たっては経費の一層の絞り込みが指示されている状況にある。

資料「協議事項ア　平成３１年度子育て支援部予算要求について」を御覧いただきたい。

平成３１年度の子育て支援部の予算要求では，喫緊の課題に対応するため，大きく３つの考え方を，予算要求の方向性として出している。

１点目が，保育環境の充実。年度当初の保育所及び放課後児童クラブの待機児童ゼロの維持と年度途中のニーズにも対応できるようにすること，また，保育の質の確保及び各種保育サービスの充実を図っていくというものである。

２点目が，第８次総合計画にある「結婚，妊娠，出産，子育てなど切れ目のない支援」のうち，これまで支援内容が薄かった産後から乳児期のサポートに関するものである。

最後３点目が，国や道でも現在，力を入れている，子どもの貧困に関わる施策に関することである。

子育て支援部全体の一般会計予算としては，本年度当初予算と比べて８億円増の，約２０８億円で予算要求しているところである。

新規事業や拡充事業の内容について，資料に基づき順次，その説明をさせていただく。

はじめに，保育環境の充実。まず，「待機児童解消」にかかる取組であるが，本市の保育所などの待機児童は，本年１０月１日現在では３５人と昨年の同時期と比較して７人の減となっており，今年度の施設整備などにより７５人程度の定員増を図ることで，来年の４月１日には，国定義の待機児童ではあるが，引き続きゼロを達成できるものと考えている。ただし，年度途中の待機児童の解消は難しいものと考えており，平成３１年度についても，老朽化した施設の整備などにより，引き続き待機児童の解消に取り組んでまいりたいと考えている。

その主な事業として，一つ目，私立認可保育所等建設補助金である。

認可保育所等の整備については，平成３１年度は認可保育所の認定こども園への移行に係る増改築について，１か所の整備計画に対する補助金を要求しており，１６人程度の定員増を見込んでいる。また，小規模保育事業所１か所の開設に係る補助金も要求している。

続いて放課後児童クラブ開設費であるが，放課後児童クラブの待機児童については，平成２８年１２月から現在まで待機児童のゼロを維持しているところである。しかしながら，定員を超過して受入れを行っている児童クラブも一部で生じていることから，平成３１年度は新たに５か所の開設を見込むほか，放課後児童健全育成事業を行う民間事業者１４か所への運営費補助を要求している。

次に，「保育従事者の確保」。これまで取り組んでいる研修事業なども引き続き予算要求しているが，一番の課題となっている，保育士不足解消へ向けた取組を平成３１年度においては，さらに重点的に取り組んでいこうとするものである。主な事業としては，一つ目，保育士確保事業費。旭川市内の保育士不足の解消，離職防止，首都圏や札幌など市外への人材流出抑制を目的として，養成校を卒業した旭川市内の保育所等に勤務する若手保育士の生活を支援するための家賃補助として，国の補助事業も活用し実施する保育士宿舎借上げ支援事業のほか，保育士を目指す市内外の学生の確保のため，市内の中・高校生向けの保育士体験会や市外の養成校に通う学生向けの保育士体験ツアー等実施のための予算を要求している。二つ目が子育て支援員研修費であるが，待機児童解消のための保育士配置の特例配置や放課後児童健全育成事業の補助員の従事者確保のため，国の認定制度である子育て支援員研修を引き続き実施するための予算を要求している。三つ目，幼稚園振興費。平成２１年度

より幼稚園教諭免許の更新制が導入されたことに伴い，１０年間の更新期間が経過した者は，教諭として引き続き，幼稚園や認定こども園で従事出来ない扱いとなってしまうことから，拡充分として「幼稚園教諭免許状更新講習補助」を要求している。市内の幼稚園及び認定こども園の幼稚園教諭や保育教諭においては，今後３年間で３４０人程度の講習の受講ニーズがあり，現状では大学などの指定養成機関や公益法人が道内で指定を受け実施しているところであるが，更新講習の受講ニーズに対応が出来ておらず，また，身近な場所での受講機会が無い状況にある。こうしたことから，市内の幼稚園や認定こども園で教育・保育ニーズへの受入れ対応を引き続き，行っていただくためにも，平成３１年度において，幼稚園団体が開設者の指定を受け，市内の幼稚園・認定こども園の従事者等を対象として更新講習を実施するための経費の一部を補助しようとするものである。最後に保育所等事故防止推進費。保育所等におけるお昼寝の時の事故防止を図るため，午睡センサーや無呼吸アラームといった事故防止のための備品購入等に要する経費の一部補助について予算要求をしている。

次に，「多様な保育サービスと質の確保」にかかる取組。特別支援保育事業補助金だが，心身に障がい等のある児童を受け入れている保育所及び認定こども園に対し，保育士等の加配に要する経費の補助を行っているが，そうしたニーズが年々増加していることから，新たに４施設，定員１２人を拡充する方向で要求している。また，保護者の受容がなく，医師の診断を受けていないことから，特別支援保育の対象とはならないものの，個別に支援が必要な児童を受け入れている場合も多いことから，その子どもを早期療育にどのようにつなげていけるのか，子どもや家庭を支援する体制やその仕組み作りについて検討を進めていけるよう，必要な予算を要求している。

次に，妊娠期からの切れ目ない支援の強化である。

一つ目，産後ケア事業費。 この事業は本年８月から開始し，産後うつの予防などを目的として心身のケアや育児に関する助言・指導を行うものであり，宿泊型及び日帰り型により実施しているが，移動負担がなく，生活の場で住環境や家族関係を見た上で助言・指導を行うことができる訪問型を新たに実施するための経費を要求している。

二つ目の出産支援推進費であるが，母子健康手帳の交付，妊婦健康診査への助成，本年１０月から実施している産婦健康診査への助成などがあるが，乳幼児期・学童期の健康情報の一元化を目的とした「データヘルス時代の母子保健情報の利活用」へ対応するため，新たに妊産婦健康診査受診票の様式を変更する費用について要求をしている。

次に，子どもの貧困対策。

一つ目の子どもの未来応援費として，全ての子どもたちが安心し，希望をもって成長できるよう，児童養護施設の子どもや里子に対する直接的な支援のほか，子ども食堂に対する助成や開設を支援する講座を実施しているが，子どもの居場所としての幅広い視点から，次年度は子ども食堂だけではなく，新たに学習支援の活動などにも助成対象を広げるよう予算要求している。

二つ目，ひとり親家庭等自立支援費だが，ひとり親家庭の母及び父の就業及び自立並びに生活の向上を推進するため，給付金の支給，支援員の派遣，子どもへの学習支援等を行って

いる。平成３１年度においては，新たに，子どもの生活や精神面の安定をもたらし健やかな成長にとって有意義である，別居した親との面会交流を後押しする「面会交流支援事業」を予算要求している。

次に，その他，子どもの主体性を育むための取組。以前に本審議会で，この分野における充実について御意見をいただき，取り組みを進めてきたところである。

一つ目があさひかわっ子☆夢応援プロジェクトである。旭川市子ども条例の目的である「子どもの夢や希望を市民全体が支えるまちの実現」に向け，子ども自身が夢や希望を持ち，主体的に多様な経験をするための取組として，子どもたちから「今，チャレンジしてみたいこと」を募集し，提案や発表内容を審査の上，選定された企画に対し，必要な支援や費用を助成することを今年度から実施している。平成３１年度は費用助成を行う「大賞」を現在の１件から２件に拡大するための予算要求をしている。

二つ目，放課後の児童の居場所づくり事業費。本事業で実施しようとする放課後子供教室については，保護者の就労等の状況に関わらず，すべての児童を対象として，学習支援やスポーツ・文化活動等の体験機会を提供しようとするもので，本市において「旭川市子ども・子育てプラン」で平成３１年度までに３か所で実施することとしている。大町小，日章小，江丹別小の３校については，放課後児童クラブの設置要望があるものの，利用希望数が少ないことなどから設置は難しい状況にあり，平成２９年度に実施した「放課後児童クラブ未設置校におけるニーズ調査」の結果を踏まえ，未設置校への対応として予算要求を行っている。

次に，私の未来プロジェクト事業費。小中高生を対象に出前講座や体験学習を実施しているもので，体験学習用物品の経年劣化による買い換えのための費用を含め，これまでと同様に事業を実施するため，予算要求をしている。

また，子どもや子育てに関する事業に活用するため，旭川市子ども基金があるが，その充当先としては，災害遺児を扶養している者に対する手当の支給，子どもの職業体験イベントである「あさひかわキッズタウン」の運営費，小中高生等を対象とした出前講座，体験学習（私の未来プロジェクト），出産後の家庭を対象にしたオリジナル絵本の配付，子ども食堂などの子どもの居場所づくりへの支援や育児院の子どもへの進学等支度金の支給，「あさひかわ　こどもーる」という子育て情報サイトの運営費，あさひかわっ子☆夢応援プロジェクト，私立高等学校の入学時負担に対する補助の８事業で，充当額は約２，４５０万円を予定している。

以上が子育て支援部の平成３１年度の予算要求に係る主な概要であるが，冒頭でもお話したとおり，これらの予算については，現在査定中であり，結果次第では実施できないものもあるかと考えている。

この場では，子育て支援部の考え方，事業の内容等について御意見をいただき，今後予算を担当する部局と調整できるものについては，対応してきたいと考えている。また，新年度の事業の実施の際に，いただいた御意見を取り込めないか，あるいは今後の事業を構築していく参考にしたいと考えているところであるのでよろしくお願いしたい。

また，資料の最後に，参考として，西川市長の４３の公約のうち，子育て支援部に係る項

目をまとめたものを添付している。
　今後，この公約に基づき，事業を検討，実施していくことになる。
（A 委員）
　このことについて，委員の皆様方の意見を伺いたいということだが，何かあるか。
（B 委員）
　幼稚園振興費のところで，幼稚園教諭免許状更新講習ということで，資料に「市内の幼稚園，認定こども園勤務者」となっているが，実は新免許に関しては，保育所に勤めている職員が持っている幼稚園免許も１０年経つと自動的に失効になってしまう。できれば，北海道私立幼稚園協会の旭川支部の先生とも協議いただき，対象を広げていただければ大変ありがたい。
　それから，多様な保育サービスの質の確保ということで特別支援保育事業が拡充となってあがっている。旭川市内の中で特別支援を要する子ども，特別支援教育といった方が数の把握がしやすいかと思うが，どういう傾向になっているのか。増加傾向であると私どもは体感的に受けとっているのだが，どの程度のお子さんが特別支援教育の対象になっているのか，今どういう傾向になっているのか教えていただきたい。
（事務局）
　一点目については保育所の保育士の方達がお持ちの幼稚園教諭の免許の更新についても対象としていただきたいということについては，同様に扱っていけるのではないかと考えている。
　二点目の特別支援のお子様の傾向だが，具体的な数字はおさえてはいないが，先ほど委員が言ったとおり特別支援教育の対象の人数から見るとやはり増加傾向にあり，次年度から１２名程度の定員を増やす計画ではいるが，そこが十分であるかというと，そうではないと考えている。あわせて，特別支援ではない，さらに医師などの診断を受けていないけれども支援を要するお子さんも増えてきている状況にあるので，そこについては次年度の取組の中でそういった仕組み作りをしていきたいと考えている。
（B 委員）
　ある小学校の全校児童が５００名弱でそのうち特別支援教育の対象になっているお子さんが，約７０名いる，というお話しをいただいた。約１４％。それは特定の小学校の数字なのか，あるいは傾向としてそうなのか。実際，保育園幼稚園に通われるそういったお子さんに対する支援のあり方を基本的なところから見直さなければ，どこかに過度な負担がいくのではないかという懸念から，申し上げた。特別支援教育の対象になっているお子さんの数から推測するしかないかもしれないが，継続的にその辺りについて数字を拾っていただいて，必要な支援について十分検討していただきたい。
（事務局）
　補足で，今の数字について，小学校における特別支援学級の在籍児童の割合というのが，今年度，３０年５月１日現在の割合で７．１％となっている。一方，保育所等での特別支援保育の対象児童の割合は，３０年１０月１日現在の３歳以上の保育認定のお子さんの割合になるが，こちらが３．７％となっている。この差は，まだ特別支援になっていないけれども支援が必要なお子さんであるのかな，と考えている。
（A 委員）

ほかの委員の方で何か質問，意見等あるか。
（C 委員）
特別支援保育事業に関して，現在，幼稚園では幼稚園型一時預かりの補助金で特別支援の対応について加算を受けているところであるが，今回の要支援児に係る認定手順確立に向けた取組については，幼稚園の方も含めた扱いということでよろしいか。
もう一点，新たに面会交流支援事業を要求するということだが，具体的な内容を教えてほしい。
（事務局）
一点目の要支援児に係る認定手順の確立に向けた取組に関しては，幼稚園も含めた考え方をもっている。
次に二点目の面会交流支援事業については，業者への委託という形を考えているのだが，離婚をし，親権を持たない親に子どもを面会させる際，委託先が仲介する，若しくは不可能又は不安だという場合，委託先の職員が付き添うという内容である。
（C 委員）
現在でも裁判所の調査官が中に入って，面会交流支援を行っていると思うが，どこが違うのか。
（D 委員）
協議離婚と調停離婚と裁判離婚と，どれも対象になるのか。そもそも上手に話し合いができるところはたぶん仲介の人がいらないところだと思う。仲介の人がいる人若しくは仲介の人がついていかなければならないという状況の面会交流というのは非常に難しい面会交流だと思う。そういう場合は困難なことが予想されるので，どのように行うのかというのは，これからだとは思うが，かなり慎重に考えていただかないとならない。面会交流自体は子どもにとっては良いことなのだが，うまくいかないとかえって子どもに負担を与えてしまう。他のところでどのようにやっているかわからないが，参考にして，子どもにとっていいことになるように慎重に是非検討いただきたい。
（事務局）
国からも，この「面会交流事業」について，是非進めるようにという通知等が来ており，我々もひとり親家庭に対する支援という枠組みの中で取組をしたい，ということで，他市の事例を調査し，事業構築して予算要求している状況だが，実際は委託をするということを前提に考えており，委託先の状況だとか，詳細について今後詰めていきたいと考えている。
（A 委員）
保育士確保ツアーについて，今年度，実施したと聞いたが，振り返りとか反省があっての今回の予算要求の「拡充」ということになっているのか。これは子育て支援部の事業だったのか。
（事務局）
今回の保育士確保のツアーのきっかけは，今年度から始まった保育士のための家賃補助の事業周知を養成校等に訪問し，行った際に，市外の養成校等から旭川市の保育施設等の情報がなかなか届いてこないという話があった。そこで急きょ，地域振興部が実施している移住を促進するツアー事業の中で，保育士の仕事を対象とした一つの体験プランとして実施

できることになり，子育て支援部の予算ではないが，この事業を活用し実施したところである。最初に，１１月に１回目の取組ということで，定員５人程度の予定で募集をしたところ７人の方の参加があった。市内の保育施設２施設を見学し，働いている保育士から直接現場のことを聞いたり，子ども達と一緒に遊んだりと，保育施設での体験を通して，旭川市のことを知ってもらった。今年度も残り数回，実施予定であるが，実際に参加した方々からは，なかなか実習以外に現場を見る機会が無いので，良い機会になったとか，保育士の方々と意見交換する中で今後就職先を決める際に参考になった，などの御意見をいただいており，次年度，課題を洗い出しながら取組んでいきたいと考えている。

（A 委員）

実際に就職した者はいるのか。

（事務局）

参加者及び参加予定者は１年生なので，翌々年度以降の話にはなるかと思う。

（A 委員）

来年度も地域振興部の予算なのか。

（事務局）

子育て支援部の予算要求である。

（A 委員）

他に何かあるか。

（E 委員）

私の未来プロジェクト事業のことでお伺いしたい。実施は市内全校ではないのか。市内全校でやってほしいという思いがある。今後全校に広がらないのかお聞きしたい。

（事務局）

２９年度の実績でいうと，小学校は実施校が２０校，中学校は１３校，高等学校が２校で実施した。申込みに基づいて出前講座を実施しており，できるだけ周知して実績を増やしていきたいと考えている。

（E 委員）

全校実施という形式ではなく，これからも申込みによって実施するということか。

（事務局）

できるだけ多くの学校で実施したいところだが，今学校では他にも，薬物とか性感染症とかSNS 等への講話のニーズもあり，時間の確保が課題となっていることから，そういった現場の状況を踏まえた上で，希望のあった学校に対して行っていくということである。

（A 委員）

本日の意見を踏まえて取り組めるものについては検討していただいて，極力この枠組みが認められて動いていけることを切に願いたいと思う。

次に協議事項イ「「給付型奨学金」制度の創設について」事務局から説明を。

（事務局）

資料協議事項イ－１を御覧いただきたい。

本市においては現在，育英事業として高等学校や大学などの高等教育機関に進学，就学の

際に，経済的事由により入学仕度金などの準備が難しいという方に対し，入学仕度金及び奨学金を無利子で貸与するという事業を行っているが，新たに返済不要の給付金制度を，既に設置されている育英事業基金を活用して，実施しようとするものである。なお，この基金には育英事業に寄せられた寄付金も積み立てられていることから，給付型の事業を行うことにより，寄附をしてくださった皆様の御厚意を良い形にするものができるものと考えている。現在行っている貸付だが，今まで行った貸付金の償還金と基金及びその運用益を財源として事業を実施しているところであり，給付型制度については，同じ財源を用いて実施することから，その継続性を考えたときに，予算規模で 2,000 万円から 2,200 万円の範囲が適当であると判断しており，その中で給付を受ける方にとって，より効果的な事業となるよう検討を進めてきたところである。

資料協議事項イ－２の素案を御覧いただきたい。まず「２．給付対象」だが，市内及び近郊８町に所在する高等学校等及び通信制高校の１年に在学する子どもを養育する市内の保護者等としている。この制度は２０２０年度の高校への入学生から実施しようと考えているが，より多くの費用がかかる大学生等高等教育機関への進学者，在学者については，本年６月に閣議決定された，いわゆる「骨太の方針」により，２０２０年度からの実施として，経済的に厳しい家庭に対し支援の手をさしのべることとしていることから，この度創設しようとする制度の対象とはしないこととしたところである。また，「１．目的」のとおり，高校入学時には一時的に多額の費用を要すること，また，就学援助や児童手当などの経済的な支援が中学をもって終了することから，支援の継続性を考え，高校１年生を対象とすることとしたものである。「６．申請要件」（１）であるが，保護者等の住民税所得割が１００円以上８５，５００円未満の世帯，家族構成により変わるが，国のモデルでは年収２５０万円から３５０万円程度に該当する世帯を対象としている。これは【イメージ図１　給付型奨学金の適用対象】のとおり，私立，公立とも網掛けの部分について支援しようとするものである。より多くの支援が必要な住民税非課税層については，既に北海道による奨学のための給付金という制度があり，重複してしまうことから，対象とはしないこととしたところである。なお，住民税額は世帯合算とする。次に「６．申請要件」（２）において，対象となる方の要件を示しているが，子の成績要件は設けないこととした。これはあくまで経済的な困難度のみで決定しようとするものであり，（１）で示した住民税額の範囲にある家庭のうち，「４．給付人数」で示した人数３００人を「９．選考方法」で示したとおり，税額の低い方から順に決定することとしている。「３．給付額」だが，年額で私立高校７万円，国公立高校６万円，通信制高校３万円としている。これは生活保護における高等学校等就学費や，先ほどの【イメージ図１】に示した，北海道が行っている奨学のための給付金制度を参考とし，予算規模を勘案して，金額設定をさせていただいた。

この制度の実施により，国や道の支援の手が届いていないが，就学に当たり経済的に厳しいと考えられる家庭に対し支援をすることができ，等しく教育を受ける機会を与え，高校生活の礎を築く一助になるものと期待しているところである。

今後は，奨学生等選考委員会，また，来年度にはパブリックコメントを実施し意見をいただきながら，来年の第３回定例会を目途として条例案を提出し，２０２０年度から本制度を実施したいと考えているところである。

併せて，育英事業で行っている入学仕度金について，私立高校，大学等について，現行の

貸付限度額では足りないのではないかという指摘もあることから，見直す方向で検討しているところである。
（A 委員）
委員の意見を聞きたいということだが，何か質問，意見等あるか。
＜意見等なし＞
（A 委員）
報告事項ア「就学前教育及び保育についての各種基準の見直しに関する専門部会の調査審議結果について」事務局から説明を。
（事務局）
資料報告事項ア－１を御覧いただきたい。
本年８月３０日及び９月４日に同部会を開催し，「保育の利用に係る優先利用等について」と「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について」の２件の調査審議していただき，９月２０日付けで市の考え方は妥当である旨の答申をいただいたところである。
まず「保育の利用に係る優先利用等について」資料報告事項ア－２を御覧いただきたい。こちらについては，保育所等の利用申込みがあった際に本市が行っている入所に係る選考の基準について，社会的養護が必要な場合として，里親委託が行われている場合に優先入所の対象とすることについて，御審議いただいた。これまでも社会的養護が必要な児童については，虐待やＤＶのおそれがある場合に保育所等の優先入所の対象としていたが，平成３０年７月２０日付けの国からの通知において「社会的養護が必要な場合として，里親委託が行われている場合を含む。」との考え方が示されたことを受け，基準の見直しを行ったものである。里親制度は社会的養護を必要とする児童を家庭環境の下で養育する制度として設けられたものであるので，虐待やＤＶほど高い優先度ではないが，若干優先度を高くする取扱いとした。平成３１年１月１日以降の入所の利用調整から実施している。なお，専門部会からは，保育の利用状況や社会情勢の変化等に応じて，適正な利用調整基準となるよう，子ども・子育てプラン策定時等に適宜見直しを検討すること，といった意見をいただいた。
次に，「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について」資料報告事項ア－３を御覧いただきたい。
条例制定の背景としては，今年の６月に国が第８次地方分権一括法を公布したことを受け，今まで，都道府県が行っていた幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務権限が平成３１年４月１日より中核市に移譲されることとなり，その権限移譲事務実施のため，本市がこれに係る条例を制定するものである。
条例制定の基本的な考え方としては，北海道からの権限移譲という点を踏まえ，従来までの道条例と同等の内容とすること，本市が既に制定している幼保連携型認定こども園の基準条例との整合性を考慮し，一部本市独自の上乗せ基準等を組み込むことで，保育の質の担保と市内既存認可施設との基準面での均衡を図ってまいりたいと考えている。
資料の３ページ目，条例の内容としては，北海道と同様に国の基準どおりとする事項のほかに，北海道の基準と同様に国の基準よりも上乗せする事項，本市独自で上乗せする事項，北海道の上乗せ基準に加えて，さらに本市独自で上乗せする事項がある。本市独自で上乗せする基準の一例としては，乳児室の面積基準。本市の認可施設では０歳を保育するための乳

児室は子ども１人当たり３．３㎡以上の面積が必要であり，市内既存施設はこの基準に従っている。しかし，従来の道の条例では，一部条件はあるが，子ども１人当たり１．６５㎡以上となっており，現道条例との乖離が見られるため，新しく制定する条例については，道条例に上乗せする基準として，乳児室は子ども１人当たり３．３㎡以上とするものである。ほかの市独自の上乗せ基準についても，市内の既存の施設と同水準とするための基準案となっている。なお，答申の付帯意見として，職員の基準について，国の基準を上回る北海道の基準と同等とすることを基本とする市の考え方は，教育及び保育の質を担保すること，利用者側の立場を勘案すると妥当なものと考えられるものの，保育現場の状況を踏まえ，今後も保育従事者に係る施策を積極的かつ柔軟に取り組むこと，との意見をいただいたところである。また，条例制定に当たっては，９月２０日～１０月２２日までの約１か月間，パブリックコメントを実施したところであり，年明け２月開会の第１回定例会において，条例制定議案を提出し，平成３１年４月１日からの実施を予定している。

（A 委員）

専門部会の中で審議をしていただいてこのような形の答申があがってきた。付帯意見がついたということである。何か委員からあるか。

＜意見等なし＞

（A 委員）

次に報告事項イ「市立保育所及び保育士の取組状況について」事務局から説明を。

（事務局）

資料「報告事項イ」を御覧いただきたい。

６月に開催した本年度第１回目の審議会において，「市立保育所の在り方及び市保育士の人材育成に係る方針」に基づく「平成２９度の取組内容」と「平成３０年度の事業計画」について報告したところであるが，今回はその後の平成３０年度の進捗状況と平成３１年度の取組の方向性について説明する。

平成３０年度における新規・拡充の要素を持った取組については，資料中央の列において■で表示している。平成３１年度における新規・拡充の取組については，資料右側の列において●で表示している。なお，平成３０年度の進捗状況のうち，本日現在で済んでいないもの，これから実施予定のもの，また，継続中のもの，については下線を引いている。

まず，資料１ページ目の項目「（１）市保育士の質の向上」に向けた取組について。№.１の「新自己評価の実践，公表」については，今年４月１日に適用となった新しい保育所保育指針において，保育士及び保育所の自己評価並びにその結果の公表が努力義務として課されており，昨年度，「保育士の自己評価を経験年数別に作成する」などの見直しを行った自己評価シートに基づいて実施した平成２９年度分の自己評価についてとりまとめを行い，自己評価の結果について，職員研修や保育を通して，保育士の資質向上につなげている。この評価結果を３保育所それぞれが７月に園内掲示により公表しているが，公表の手法については，今後，園内掲示以外についても検討していく。次に，№.２の「第三者評価の受審」については，市立保育所における保育サービスの質の向上を図るため，今年度初めて，神楽保育所において，専門機関を利用した第三者評価を受審しており，現在も受審中であるが，年度内に結果の報告を受けることから，その内容について，北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構への報告を含め，年度内に公表する。また，新年度以降においても，順次受審

する予定をしており，新年度は近文保育所において受審予定である。次に，「関係部局の業務の理解促進・連携強化　専門性の向上」を目的とした，№３の「部内勉強会，研修会等の実施」であるが，今年度は，職責等に応じた市保育士同士の研修や勉強会，愛育センターにおいて現場見学実習等の職員交流研修を行った。次年度は，研修内容について，課内で職員アンケート等を実施し，その結果を基に検討し，より充実した研修内容とした上で取組を継続していく。次に，「特定教育・保育施設等の実態把握 と 子ども・子育て支援新制度の理解」を目的としたNo.４の一つ目の■「指導監査時等に事故防止マニュアル等の見直しの手法やポイントを民間保育施設等に提案」 と 二つ目の○「事故防止マニュアルの内容確認等に係る所内勉強会の開催」であるが，昨年度，保育指針の改定に伴い，市立保育所の事故防止マニュアルの見直し整備を行い，その実効性を高めるための所内勉強会を実施した。今年度は，所内勉強会を継続するとともに，民間保育施設等においても実状に即した事故防止マニュアル整備が進むよう，見直しの手法等について指導監査時等に提案しており，新年度においても取組を継続していく。また，№４の上から３つ目の■「平成３０年北海道胆振東部地震に係る対応状況についての各保育施設への照会　各保育施設等の状況の把握」であるが，今年９月の地震を受け，当時の市内各保育施設等の状況について照会によって把握したことから，新年度においては，保育施設等の課題に応じた対応について，指導監査時等に適宜実施していく。次に，№５の「児童保育要録の改定」であるが，保育所保育指針の改定を受け，児童保育要録の見直しが求められたことから，本年，課内の保育士によるグループワークなどを経て，見直しを行い，今月１０日付けで改定したところである。各保育所等への周知に当たって，旭川民間保育所相互育成会の１２月定例会開催前に時間をいただき，会員の皆様に改定様式などをお示しし，その後，各保育所等に周知させていただいた。改定様式や記載例などについては，こども育成課ホームページで公表しており，適宜，保育所等からの問い合わせに対応している。

次に，項目の「（２）全市的な支援体制の構築」に向けた取組。まず，「市内保育所・こども園に対する情報の発信・共有，保育内容の向上」を目的とした，№７の「公開保育の実施」については，今年９月，神楽保育所において「主体的に体を動かして遊ぶ子ども～保育士ができること」をテーマに実施し，民間保育施設等から約５０名の方々に参加いただいた。保育終了後の報告会における様々な意見を今後の保育に生かしていければと考えている。新年度は，新旭川保育所において，実施予定である。次に，№８の「研修会の実施」については，年明けの２月に開催予定であり，新旭川保育所と近文保育所で実践している事例報告を行い，グループワークを通じて様々な意見をいただきたいと考えている。新年度においては，神楽保育所と近文保育所の取組について実施予定である。次に，№９の「民間保育施設等との交流」については，地域の保育所と交流事業を実施したほか，民間保育施設の公開保育に参加させていただくことで，自園の課題等を確認することができた。新年度においては，これまでの年長児による交流に加えて，より交流が深まるよう年中児からの交流について検討していく。また，小学校との連携，つなぎも大切であることから，小学校学習指導要領を踏まえ，子ども同士，教員と保育士が交流し，情報共有や研修会を行うことを検討していく。次に，№１０の「平成３０年北海道胆振東部地震に係る被災地域保育施設への支援」であるが，北海道保育協議会から，被災地域保育施設への支援要請があり，本市の若手保育士２名が，旭川市内の民間保育士や千歳，北広島市などの保育士とともに，厚真町の認定こども園

において保育を実施した。今回の支援を通して，災害への備え，対応，その後の保育について学んだことを今後の保育に生かしいく。次に，「相談支援体制の充実」を目的とした№１３であるが，まず一つ目の■「子ども総合相談センターとの連携による子育て支援の在り方の検討」。本年度初めて，「産後のお母さんのための健康講座」に８月と１０月の２回，講座の中で，ふれあい遊びなどを紹介した。新年度においても，未就園児の親子への遊びの講座などを開催することで，家庭で子育てをしている保護者の子育てに対する不安解消や安心感につなげていければと考えている。次に，二つ目の■「要支援児を早期療育につなげるための方法等の検討」であるが，保育所等には，発達に遅れ等を抱えながらも，保護者の受容がなく，医師の診断を受けていないことから，特別支援保育の対象とならない児童がおり，早期発見・早期支援が重要であると考えている。対象者の把握に当たっては職員体制の確立，保育観察を行う専門職のスキルアップなどが課題であることから，本年度，市保育士による保育観察を試行するとともに，新年度においては，特別支援教育や保育の有識者からアドバイスを受けながら，必要な体制やその仕組みづくりを行い，子どもの早期療養につながるよう，検討したいと考えている。次に，三つ目の■「市民向けペアレントトレーニング講座，関係者向けペアレントトレーニング研修における補助者として参加」であるが，昨年度は８月と１１月に子ども総合相談センターと市立保育所の保育士４名がペアレントトレーニング研修を受講し，２月の子ども総合相談センター主催の紹介講座において研修を受講した保育士が補助者として関わった。今年度においては，新たに市民向け講座と関係者向けペアレントトレーニング研修に補助者として関わっているが，複数名で対応することにより，参加者に細やかに助言でき，好評をいただいた。また，保育士のスキルアップにもつながっていることから，新年度においても取組を継続していく。

最後に，項目の「（３）行政資源の効果的な活用」について。まず，「特別支援保育ニーズへの対応」を目的とした№１４の「特別支援事例集の公表」であるが，市立保育所がこれまで取り組んできた特別支援保育における支援の方法等について，「事例集」としてとりまとめる作業を進めており，今年度，完成したのちに，民間保育施設と共有することで，増加する特別支援児への対応につなげていければと考えている。次に，「医療的ケア児童ニーズへの対応」を目的とした№１６の「医療的ケア児童の受入れ」であるが，今年４月から，胃ろうの児童１名が入所している。受入れに当たって，看護師１名を配置するとともに，北海道療育園の保健師から保育士向けの研修を行っていただき，受入れマニュアル等を作成したほか，わかくさ学園の訪問支援を活用し，旭川障害者福祉センター「おぴった」に開設している小児慢性特定疾病相談室とも連携しながら対応している。民間保育施設において医療的ケア児童の受入れを行う場合には，受入れの経験を踏まえて，相談に応じていく。次に，「保育士不足解消と新たな保育の担い手の発掘」を目的とした№１８の「保育士再就職支援研修の実施」については，潜在保育士の掘り起こしを目指し，今年度はこれまで７月と１１月の２回で計８名が参加し，市保育士が座学講師と現場実習の受入れを行った。受講者８名のうち５名が保育士として再就職していることから，保育士確保策として一定の成果が上がっているものと考えている。今年度は昨年度より１回増やし，３回目の研修を２月に予定している。次に，№１９の「子育て支援員研修への対応」については，保育や子育て支援分野の各事業の補助的な業務への従事を希望する方を対象とした，国の認定制度である「子育て支援員研修」における現場実習の受入れを市立３保育所で実施している。２期に分けて実

施しているが，第１期では研修受講者７５名のうち合計３２名を受け入れており，第２期では１月下旬から２月上旬にかけて実施を予定している。次に，最後の「市立保育所の現状把握」は№２０で，一つ目の○「次期旭川市子ども・子育てプラン策定に向け，新旭川と近文保育所の今後の方向性の整理」であるが，昨年度，旭川市公共施設等総合管理計画に基づく施設評価を実施し，神楽保育所は全市的な保育行政の拠点を目指しつつ，新旭川と近文保育所は，公立としての役割や施設の在り方を検討することとなっている。また，二つ目の■「行政評価の実施」であるが，本年度，公の施設を対象にした市の行政評価において，市立保育所も評価を実施している。２次評価において，「今後の少子化及び幼児教育の無償化の影響を見極め，まずは保育ニーズをしっかりと把握する必要がある。その上で，保育に関する課題解決のため，行政機関として，先導的，先駆的な役割や機能を発揮する必要があるが，ハードとしての施設は集約や民間移譲等について検討すること。」とされている。今年度，次期子ども・子育てプラン策定に向けてニーズ調査を実施しているが，市立保育所の今後の方向性については，このニーズ調査の分析結果や今後の待機児童の状況，保育サービスの利用状況なども踏まえながら，次期子ども・子育てプラン策定に向けて，考え方を整理していきたいと考えている。

（A 委員）

質問・意見等あるか。

（B 委員）

№１のところだが，自己評価については，国から出ているガイドライン自体が分かりにくいので，成功事例という形で是非その進め方について公立保育所ではこういう形で実施したという一連の流れを公表し，広く共有できれば，市内全域の施設の財産になっていくのではないかと思うので検討いただきたい。

それから№１３のところで，要支援児を早期療育につなげるための方法等の検討ということで，保育観察等を試行したと話しがあったが，これについて今後どのように進めていくのか，お教えいただきたい。要支援の子どもというのは，お子さんの状況に対する保育をどう提供していくかという課題と，保護者に対してそれをどう伝えていくのかというところがどうしても残っていると思う。そのお子さんの状況いかんによってどうやって対外的な機関との連携をとっていくのか，私どももずっと悩み続けているところである。

（事務局）

一点目の新自己評価の実施に関する意見だが，今年度初めて行った自己評価の公表について，園内掲示にとどまっているが，公表の方法については，ホームページ等における公表について引き続き検討していきたいと考えている。自己評価の進め方等についても公表できるような形で，検討していきたいと考えている。

二点目の№１３についてだが，先ほど説明した新年度の予算にも関わってくるが，そうした子どもたちを具体的に誰がどういう体制で見ていくのかが一番大きな問題であり，どういった人材が実際に見ていけばいいのか，その子どもを療育につなげるための保護者への働きかけや仕組み作りについて新年度予算を使って検討してまいりたい。具体的にはそういったアドバイスをいただける専門職の方にお力添えをいただいて仕組み作りから考えていきたい。

（B 委員）

№１３については，保育士・幼稚園教諭にストレスが非常に強くかかってくる現状にある。子ども総合相談センターで行っている巡回支援の枠組みを使うなどして，うまくこれが回るようにしていただくことが大変大事だと思うので，是非この部分に関しては市の内部だけではなくある一定の形ができた段階で関係機関と話を進めながら，本当に実効性のあるものに作り上げていただきたい。人の加配が必要というところもあるが，市の方策として，こういうお子さんであってもきちんと保育に関わっていけるという道筋を作っていただきたいと思っている。

（A 委員）

新自己評価の部分に関しては，例えば毎年２月に，市立保育所の方々の研修会等をしているが，そういうところでテーマとして是非とも取り上げて発表していただければと思う。民間保育所の方々も参加しているので議論等していきやすいのでは。

では，報告事項イについて報告を受けたこととする。

次に報告事項ウ「地域保育所の統廃合に係る地域別の計画」の策定について事務局から説明を。

（事務局）

まず，これまでの経緯についてだが，本市の地域保育所，旧へき地・季節保育所という名称であったが，現在１５施設あり，農山村地域の農業者などの子育てを支援するための保育施設として機能してきたが，近年，地域の子育て世帯の減少や就労状況の多様化などにより利用児童数の減少が進んでいる状況にある。それに伴い休所となった施設の維持管理や，建築年数経過による老朽化などの課題が生じているが，今年度からは全ての施設において通年での保育を実施するなど，地域の保育ニーズに応える形で運営を継続している。こうした中，今後において，地域の活性化とコミュニティ維持に配慮しながら，一定の保育ニーズが存在する農山村地域の子育て支援の一端を担っていくためには，施設の在り方などの見直しが必要であることから，昨年８月に，子ども・子育て審議会での審議やパブコメを経て「へき地・季節保育所の保育料の見直し及び統廃合の方針」を策定し，保育料の見直しと併せて，施設の統廃合を進めていくこととした。また，この方針を基に今年３月に策定した「へき地・季節保育所の統廃合に係る地域別の方向性」では，各保育所が所在する市民委員会の範囲を基本とした７つの地域区分を設定し，地域関係者等の意見と，市の方針とを総合的に検討し，現在の指定管理者である，一般財団法人 旭川保育協会 の指定管理期間の終了年度である２０２０年度末までと，それ以降に係る，今後の地域別の施設の統廃合の方向性を整理したところである。この方向性をもとに改めて地域関係者と意見交換を行い，より具体的な統廃合の方向性を整理したのが本日配付した地域別の計画となる。資料の２ページ目であるが，１５か所ある施設のうち，現在６施設が休所となっている。そのうち，東旭川地域の豊田，米原保育所は桜岡保育所と統合，西神居地域の豊里保育所は，休所中の神居古潭保育所と統合することで，今年度末をもって閉所することとし，年明けの第１回定例会での条例改正を予定している。また，永山地域のさくら保育所はあすか保育所に統合，東鷹栖地域の東鷹栖第４保育所は，東鷹栖第２保育所と統合し，併せて施設の名称を東鷹栖保育所に変更し，２０２０年度末までに閉所する計画としている。これら施設の統廃合に当たっては，いずれも地域の合意を得ており，特に２年後の閉所を予定している，さくらと東鷹栖第４保育所については，状況によっては早期に統廃合を進める場合もあるものと考えている。その他の保育

所については，地域の保育ニーズと地域性とを総合的に判断し，継続運営を原則としつつ，利用児童数の減少によっては休所の措置を講じながら，引き続き施設の廃止の要否や，他の公共施設などとの再編など，他の市の計画・方針との整合性を考慮しながら，今回策定した本計画に基づき，地域保育所の統廃合を進めていきたいと考えている。

（A 委員）

意見・質問等あるか。

（B 委員）

来年から予定されている保育の無償化の対象施設にこれらはなり得るのか。

（事務局）

市立の認可外保育施設ということで，基本的には３，４，５歳が入所しており，国の考え方に基づけば対象になると考えている。

（A 委員）

では，本事項について報告を受けたこととする。

次に報告事項エ「放課後児童健全育成事業専門部会の調査審議結果について」事務局から説明願う。

（事務局）

本年１１月２９日，１２月３日，７日の３回，同専門部会を開催し，「放課後児童クラブの民間委託の検討について」の調査審議をいただき，１２月７日付で市の考え方について妥当である旨の答申をいただいたところである。放課後児童クラブについては，これまで待機児童解消に向けた量的拡充を最優先に取り組み，平成２８年１２月以降待機児童ゼロを継続している。また，利用者ニーズを踏まえ，開設時間の延長や特別な支援を要する児童に対し支援員を厚く配置して支援の充実も図ってきた。こうした中，今後は市民のニーズが量から質へとシフトしていくことが予想され，提供プログラムや児童と直接関わる支援員の資質向上など，さらに質的拡充に取り組む必要があると考えている。資料の報告事項エ－２を御覧いただきたい。現状の課題だが，各放課後児童クラブにおける児童への支援や活動内容の企画・実施に関し，特に１日の開会時間が長くなる長期休業期間などにおいて，児童の興味・関心に配慮した体験活動などを取り入れたプログラムなどを実施したいと考えているものの，現状では，支援員個人の知識や経験に依存している面が多く，放課後児童クラブ毎の内容にばらつきが見られる状況となっている。また，児童クラブ数の増加に伴い市の業務量が増加していることもあり，担当職員の巡回等による支援員への指導や研修体制についても十分な対応が難しい状況となっているほか，支援員の処遇に関しても，市の嘱託職員であることから週２９時間の労働時間の制限があり，もう少し長い時間働きたいが働けないなど，労働意欲向上や幅広い人材確保の支障となっている面もある。こうしたことから，今後については，入会決定や運営負担金の賦課徴収，児童クラブの開設などの取扱いは本事業の実施主体である本市が行うことに変わりないが，運営に関しては，民間事業者の知識や経験，手法を活かしながら，公設民営による放課後児童クラブの質的拡充を進めてまいりたいと考えている。専門部会からの付帯意見として，５点ほどいただいた。この答申を踏まえ，現在，関係者への説明や意見聴取に向けた作業を進めているところである。今後とも専門部会において，意見聴取を踏まえた公募条件の設定などについて引き続き，審議いただくことを予定している。

（A 委員）
意見・質問等あるか。
（F 委員）
民間委託に関して，相手方の選考に当たって，入札とか，あるいは，ここが妥当であるという審査はあるのか。
（事務局）
実際にどのような形で民間の委託先を決めるかということはこれから具体的に検討していくのだが，現在考えているものとしては，事業者からの提案，プロポーザル方式というもので，具体的にこちらがこういったことを目指す中でどういう提案ができるかというところを具体的に事業者から提案をしていただいてその内容について審査会の中で，点数づけによる評価をして，我々が目指しているところ・求めているところを実現してくれる事業者を選定していく形になろうかと思う。
（F 委員）
そうすると，入札により，この業者が１番安いから，ということではないのか。
（事務局）
金額のみで決めるということではなくて，実際の事業の内容を審査した中で決定していくという形になる。
（F 委員）
安いところになるとそれだけ子どもに対するサービスの質というのも落ちるので，こういうことを覚えておいていただきたい。
（C 委員）
現在は各小学校での，空き教室等を活用するような形で行われていると思うが，これが民間となったときにはどのようになるのか。また，どれぐらいの時期に民間の事業者等々をどこにするのかというスケジュールが決まっていれば教えていただきたい。
（事務局）
まず一つ目が現在学校内で開設しているところについてだが，先ほども説明したとおり市が事業の実施主体として設置するということに変わりがないので，基本的には校内に設置しているところでも，引き続きその場所で実施をしていくという形で考えている。今後のスケジュールだが，これから具体的に関係者への説明や，アンケートの実施など，年明けくらいから予定をしており，その御意見を踏まえた中で，本年度末に具体的にその募集の要項などを専門部会で議論をいただきたいと考えている。実際の募集は，新年度に入ってからになろうかと思うが，実際には開設に向けた準備期間等が必要になってくるので，そんなに遅いタイミングにはならないと思う。
（B 委員）
付帯意見の５番目の運営負担金の見直しについてだが，具体的な質の向上を見える形で示さなければ利用者の理解を得ることは難しいと考えられるというのはまさしく妥当である。先ほどの話によると，プロポーザルでの提案内容によっては見直しを行うこともやぶさかではない，というニュアンスなのか。実際，事業者がこの事業を受ける受けないを考える時には，どれだけの利用者でどれだけの利用料金というか，収入額が見込まれ，どんなことをするかというのを同時進行で考えると思うが，その料金的な幅というのは，提出された上

で決めるのか。
（事務局）
　現在，公設公営の児童クラブの負担金については，月額４０００円である。平成２８年度から３０００円から４０００円に値上げをしたという経過があるのだが，当初，長期休業期間の開設の時間が８時半からの利用だったものを，８時からの開始にして３０分延長した形で，内容を充実したということで，それをもって４０００円に値上げした。今回については，今の利用料金の運営負担金の金額の中で，市としては募集をしていきたいと考えている。
（事務局）
　事業者を公募する際に，人数やその料金設定の取扱いが見えないと，事業者が応募をするための整理ができないのではないかという御意見についてだが，施設運営の指定管理者制度ではなく，放課後児童健全育成事業の委託という取扱いで進めさせていただくことを検討しているので，運営負担金については，運営する事業者の収入ではなく，現在と同様に市が利用者から負担金を徴収するということを前提としている。また，委託料については，事業の運営に係る経費を委託料として，支払うというような考え方を大枠としては持っている。
（B 委員）
　道内の各自治体においては放課後児童クラブについて，教育委員会など行政で所管しているところと，社会福祉法人が事業として行っているものの二パターンがある。それによって料金体系が全然違っている。民間事業者が行っているところは確かに料金は高いが，満足度は高い。行政で行っているところは安い分，内容的に我慢しなければならない，というようなところがある。公設民営という持ち方自体は分かるが，安い分それを我慢しなさいというような形でいくのか，あるいはプロポーザルという形でどんどんいいものを目指していきたいと，野外活動を中心にやっていきたいんだ，あるいは学習機会をきちんと担保していくんだということとなるとどうしても，一定の金額がかかってしまう。そこをどういうふうに調節，バランスをとることができるのかなというのが疑問に思う。
（事務局）
　今回の民間への委託により，民間の持っている知識や経験などを活用していろいろな質の向上を図っていきたいと考えているところであるが，スタートの時には，どういった形での質的拡充が担保されているか実感できないので，このタイミングでの運営負担金の見直しは難しいのではないかと考えている。将来的に質の向上が明らかに見込まれる状況になったときには，改めてその利用料金，負担金についても別途見直しをしていかなければならない課題であると考えている。
（A 委員）
　それでは本事項についての報告を受けたこととする。
　続いて「３　その他」だが，事務局から何かあるか。
（事務局）
　現在，ニーズ調査を実施しており，そのことについて，報告する。
　本市では，「旭川市子ども・子育てプラン」を策定し，子どもの育ち・子育て支援に関する施策を総合的，計画的に実施しているが，現行の５か年の計画が平成３１年度までとなっていることから，２０２０年度から始まる次期計画の策定作業に取り組む予定となってい

る。次期計画の策定に当たっては，子育て世帯の生活実態や，子育て支援に関する事業の利用状況・利用希望を把握し，計画策定のための基礎資料を得るため，ニーズ調査を実施しているものである。調査の概要だが，調査対象者は，市内の就学前児童及び就学児童の保護者５，０００人のほか，サンプル数を確保するため，別途，父子世帯の保護者１００人を無作為に抽出した。調査内容は，国のひな形や５年前に実施した前回調査，他都市の内容を参考に，「保育・幼児教育に関する項目」や，「地域子ども子育て支援事業に関する項目」などからなっており，調査票の作成に当たっては，本審議会の佐藤会長や一部委員の方に個別に相談の上，御意見をいただき作成した。調査期間は，１１月から１２月にかけての３週間を設定したところであり，回収率は直近で４６．５％となっている。最後に，次期計画の策定に向けた今後のスケジュールだが，今年度内にニーズ調査の報告書をとりまとめ，来年度の本審議会において「次期計画の検討に係る専門部会」を設置し，次期計画の骨子及び素案の検討を進め，市民からの意見も聴取しながら，来年度末には計画を策定する予定となっている。

（A 会長）

何か質問等あるか

（E 委員）

我が家にも届き，回答した。佐藤会長も関わったと言うことだが，質問がとても難しかった。理解するのが大変だった。

（A 委員）

今回，無償化のことも含まれており，例年に比べると１．５倍くらいの量だった。実態調査である以上は質問の意図が回答者に伝わっていなければ，調査にならないということもあるので，質問を増やさなくても問い方をもう少し簡潔にしていくことはできるかもしれないので，いただいた意見を踏まえて次の５年後の調査の時には考慮していただきたい。

その他に何かあるか。

（G 委員）

「参考」としての市長公約の資料で，３番目の「ワンストップ機能を有する子ども総合相談体制を確立し，児童相談所の開設を検討」について。児童相談所は，中核市でも設置をできるだけ進めましょうというようになっている。全国でもそんなに数は増えていなくて，設置をすると本当に大変だろうなと思う反面，子どもたちが育っていくためには，身近なところにいろいろな権限を有する児童相談所があるということは，マイナスではないと思っている。まだ公約段階であるので，言えないことがたくさんあるとは思うが，スケジュールについて，もし今の段階で言えることがあったら教えてほしい。

（事務局）

具体的なスケジュールはないが，設置に向けては人材の確保や財政的な負担など，いろいろと課題があるところであり，中核市で先行して設置している市の状況を把握し，また，北海道とも協議して進めていかなければならないと考えている。

（A 委員）

ワンストップ機能を有する子ども総合相談体制を確立するという，この確立を是非子ども総合相談センターでしていただけると本当にありがたいと思う。様々な意見がセンターに関しては流れているような感じがしている。設立当初の理念が，早期に確立していけるように，部全体でセンターに対して少し力を入れていただけるとありがたいと思う。児相にか

かる手前のところを全てセンターで見ていく，ということが当初あったと思うので，是非とも，一応援団として期待をしているところである。
（A 委員）
　他に発言等あるか。
　＜なし＞

４　閉会